

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1355号)

平成28年10月20日

横 情 審 答 申 第 1355 号

平 成 28 年 10 月 20 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年10月9日健こ第637号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察について（平成25年10月）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察の結果について（平成25年10月）」及び「2 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成25年10月）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成24年3月）(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成25年10月）(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成24年3月）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察について（平成25年10月）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察の結果について（平成25年10月）」及び「2 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成25年10月）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成24年3月）(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成25年10月）(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成24年3月）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定病院（川崎市）の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、横浜市は当該医師らが横浜市においても入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年8月21日付で行った「1 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察について（平成25年10月）（以下「文書1」という。）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第2項に基づく診察の結果について（平成25年10月）（以下「文書2」という。）」及び「2 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成25年10月）（以下「文書3」という。）(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察について（平成24年3月）（以下「文書4」という。）(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成25年10月）（以下「文書5」という。）(4)精神保健及び精神

障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について（平成24年3月）（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）」を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取消し、患者氏名及び住所の一部を除く部分の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 「起案日及び決裁日」については、当該部分からは特定の個人を識別することができる情報ではないが、措置入院に係る事案の発生頻度が本市全体で1日1件程度であることに鑑みると、日時が特定されることで個人が特定され得ることから非開示とした。同様に「文書番号」及び「指令番号」についても他の文書を開示することによって日にちを特定できることから、非開示とした。
- (2) 「個人の氏名」のうち発信者である区職員の氏名について、地域が特定されることで個人が特定されうることから非開示とした。また、個人の氏名のうち精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名は、川崎市所在の特定病院の医師が指定医の資格を不正取得したとして厚生労働省に資格を取り消された案件（以下「本件事案」という。）で、資格取消し処分を受けた指定医（以下「本件指定医」という。）を含む民間病院に勤務する医師の氏名である。当該医師は特別職の公務員であるが、その氏名は職員録に記載されておらず、一般に公にされていない情報であり、本号ただし書アに該当しないものと判断し、非開示とした。さらに、措置入院のための移送に関する移送記録票に記載された記録者の氏名については、非常勤嘱託員であり、職員録に記載されておらず、同様の理由で非開示とした。
- (3) 条例第7条第2項第6号に係る非開示部分は、文書1及び文書2のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、関係医療機関から任意に提供された診療情報提供書（以下「本件診療情報提供書」という。）の、ファクシミリ欄外にある送信年月及び送信部署を除いた部分である。診療情報提供書は、指定医が法第27条に基づく診察の要否の判断に当たって、被通報者の既往歴及びこれらに関連する事実等を考慮するために用いられる情報であり、医療機関からの任意の協力に基づき提供

を受けた文書である。関係医療機関側としては、実施機関に提供した診療情報提供書の情報が開示されることを想定していない。このような情報を開示することによって、今後関係医療機関が情報の提供を行わなくなる等、実施機関と関係医療機関との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な遂行に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書をさらに特定し、患者氏名及び住所の一部を除いて全部開示するとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書で氏名を非開示としている医師は特別職の公務員であるから、氏名を開示すべきである。また、本件指定医の氏名は新聞等で報道されていることから、すでに公にされている情報といえる。

医療機関の担当者の氏は、問い合わせれば明らかになるだろうから、開示すべきである。

指定医証番号、交付年月日は指定医という公務員の職務遂行の内容に係る情報である。また、指定医が、法第27条の規定により、診察するためその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医証番号、交付年月日を含む指定医証票を携帯し、本人、保護者などの関係人の請求があるときはこれを提示しなければならないとされており、病院において診察を行う場合においても、通常、求められればこれに準じた取扱いが行われていることから、公にしても個人の権利利益は侵害されない。

- (3) 診療内容等は、対象者氏名及び住所を非開示とすれば、特定個人を識別することはできない。住所についても、市区町村名までであれば個人は特定できないと考えられる。また、学会誌等では名前を伏せた上で診療内容等を公にした論文が掲載されているのだから、公にしても支障はない。
- (4) 指定医の氏名や医療機関の名称について、法等の規定に基づく調査に関する文書等を横浜市や他自治体、国の組織等を開示請求すれば開示になる情報であるから、公になっている情報に該当する。
- (5) 他の自治体では開示している部分についても非開示とされているので、当該部分は開示してほしい。
- (6) 横浜市が本件事案に関して記者発表をした際の資料があるはずである。また、指

定医の資格が取り消された件に関し、神奈川県は報酬の返還を求めるのは法律上難しいと判断しているがその判断についての文書も特定すべきである。

- (7) 指定医は、患者の意思に反して強制的に入院をさせることができる権限をもっているのだから、指定医に関する情報は公にされるべきである。公益上の理由による裁量的開示をする必要がある。
- (8) 実施機関は本件請求に関する他の異議申立て後に大量に追加特定をしている。横浜市は再発防止策を講じるべきである。

5 審査会の判断

(1) 措置入院に係る事務について

厚生労働大臣は、法第18条に基づき、同条第1項各号に該当する医師のうち、法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、指定医に指定している。指定医は、法第19条の4第1項に定められている判定の職務を行うほか、公務員として同条第2項各号に定める職務を行うこととされている。

法第23条（平成26年3月31日以前は第24条）に基づく警察官の通報等があった者について、実施機関は法第27条第1項に基づき、調査の上必要があると認めるときは、指定医による診察をさせなければならないとされている。

2名以上の指定医の診察の結果、診察を受ける者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれがあると認められるときは、法第29条第1項に基づき精神科病院等に入院させる措置入院の決定を行っている。また、急速を要し、法第27条等の手続を採ることができない場合において、1名の指定医の診察の結果、自傷他害のおそれが著しいと認められるときは、法第29条の2第1項に基づき、緊急的に措置入院の決定を行っている。当該措置入院は72時間以内に限り認められるもので、入院期間が72時間を超える場合は、72時間以内に法第29条第2項に基づき、上記と別の指定医1名による診察を行い、法第29条第1項に基づく措置入院の決定を行っている。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は次の6件の文書である。それぞれの文書の構成及び非開示とした部分は、別表のとおりであり、実施機関は、これらの文書のうち、別表の非開示とした部分として示す部分を、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示としている。

イ 文書 1 は、平成25年10月に行われた法第29条の 2 第 2 項に基づく診察を行うことについての決裁文書である。

文書 2 は、文書 1 の診察の結果を受けて入院措置を行うための決裁文書である。

文書 3 は、平成25年10月に行われた法第27条第 1 項に基づく診察を行うことについての決裁文書である。

文書 4 は、平成24年 3 月に行われた文書 3 と同様の診察を行うことについての決裁文書である。

文書 5 は、文書 3 の診察の結果を受けて入院措置を行うための決裁文書である。

文書 6 は、文書 4 の診察の結果を受けて入院措置を行うための決裁文書である。

ウ 申立人は、本件申立文書のうち、患者氏名及び住所のうち区名以下の部分を除く部分（以下「本件申立部分」という。）の開示を求めると主張しているため、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報・・・ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関の判断の妥当性を検討するために当審査会で平成28年 7 月21日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件指定医の氏名を公にすると、どの医師がどの措置診察を行ったかが明らかになってしまう。これらの情報は報道もされていないため、指定医の氏名が報道されていたとしても非開示とするべきであると考えた。また、当該医師が所属している病院名等についての情報も公表されていないため、病院名についても非開示とした。

- (イ) また、本件申立文書は、個々の措置診察に関する文書であり、措置診察の対象となった個人の診察の状況等について具体的に記載されている。横浜市で行われる措置診察は、日に1件前後である。また、病院によっては月に1件前後しか行われていない。このような状況では、措置診察対象者情報のうち一部でも開示すると、既に通報及び診察が行われた年月を開示していることから、個人が特定されるおそれがある。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれもあるため、開示すると患者の個人情報が特定されるおそれ又は権利利益を侵害するおそれがある部分については、措置診察対象者の個人情報として非開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 起案日、決裁日、文書番号、指令番号、区名、区職員の氏名及び特定の個人の措置診察にかかる情報について

実施機関の説明によると、横浜市で行われる措置診察の頻度については、措置診察は日に1件前後とのことであり、また、実施機関に再度確認したところ、区によっては月当たりの診察件数が数件の場合があるとのことであった。そうすると、起案日、決裁日、文書番号、指令番号、区名及び区職員の氏名のいずれかでも明らかになると、当該記載自体又は既に開示されている部分等と照合することにより、どの個別の案件に関する記載であるかが分かる情報といえる。これらは特定の個人の措置診察に関する個別具体的な情報であり、通常他人には知られたくない情報であると認められる。

また、特定の個人の措置診察にかかる情報について、当審査会が本件申立文書を見分したところ、診察対象者の心身の状態、発言、生活内容等が具体的に記載されていることが認められた。これらは個人の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報であると認められる。

したがって、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、本号本文後段に該当する。

- (イ) 患者以外の個人の氏名については、本件指定医を含む診察した医師の氏名、区職員の氏名及び措置入院のための移送に関する移送記録票のうち記録者である嘱託員の氏名であることが認められた。

これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも

のであることから、本号本文前段に該当する。

エ 以上のことから、本件申立部分のうち、実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分は、全体が本号本文に該当する。

オ 次に、本号ただし書について検討する。

(ア) 申立人は、指定医は特別職の公務員であるから、診察した医師の氏名は本号ただし書アに該当すると主張する。しかし、当該医師の氏名は、職員録等でも公にされていない情報であり、その他診察した医師の氏名を公にしているという事情も確認することはできなかった。

また、申立人は、診察した医師のうち本件指定医の氏名については新聞等で氏名が報道されていることから、診察医師のうち本件指定医の氏名は本号ただし書アに該当し開示するべきであると主張している。しかし、本件申立文書は措置診察の際に作成された個別の案件に関するものであり、本件指定医の氏名を開示すると、本件指定医のうちどの医師が、どの案件について措置入院の判断を行ったかという報道等されていない情報まで明らかになってしまう。

したがって、診察した医師の氏名は、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(イ) 区職員の氏名については、職員録に掲載されている氏名であるが、当該職員名を開示すると通報を受けた区名という公にされていない情報まで明らかになってしまうため、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(ウ) 嘱託員の氏名は、職員録にも掲載されていないため、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(エ) また、本件申立部分のうち、実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としたその余の部分についても、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件診療情報提供書のうち、ファクシミリ欄外にある送信年月及

び送信部署を除いた部分について、本号柱書に該当するとして非開示としたと主張しているので、以下検討する。

- (ア) 実施機関の説明によると診療情報提供書は、指定医が法第27条に基づく診察の要否の判断に当たって、被通報者の既往歴及びこれらに関連する事実等を考慮するために用いられる情報であり、関係医療機関からの任意の協力に基づき提供を受ける文書である。関係医療機関側としては、実施機関に提供した診療情報提供書の情報が開示されることを想定していない。このような情報を開示することによって、今後関係医療機関が情報の提供を行わなくなる等、実施機関と関係医療機関との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な遂行に重大な影響を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非開示としたとのことである。

- (イ) そこで当審査会が本件診療情報提供書を見分したところ、その内容は、診察対象者に対しても通常明らかにしていない被通報者に係る関係医療機関における診療の経過等の情報であると認められた。

そして、本件診療情報提供書は実施機関が法第29条に基づく診察の要否を判断するための事前調査に係る手続の中で関係医療機関の協力を基に取得した情報であって、一方で、関係医療機関は本件診療情報提供書が開示され得ることを想定せずに協力したものであることが認められた。

したがって、実施機関が本件診療情報提供書を開示する場合には、今後、同様の状況下での医療機関からの協力を得ることが困難となり、措置入院制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして本号柱書に該当するとした実施機関の判断に不自然な点は認められない。

以上のことから、本件診療情報提供書のうち、ファクシミリ欄外にある送信年月及び送信部署を除いた部分は、本号柱書に該当する。

(5) その他

なお、申立人は実施機関が本件事案に関する記者発表を行った際の資料も特定すべきである旨主張しているが、実施機関が本件事案に関する記者発表を行ったことは確認できなかった。また、本件事案に関する診療報酬の不正についても決定をするべきである旨も主張しているが、診療報酬の不正に関する文書については、本件処分と同時期に他部署で非開示決定をしており、当該決定に対しては異議申立てがなされていない。

そのほかに本件請求に係る文書の存在を推認させる事情も存在しない。

その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表

文書 1

構成		非開示とした部分	条例第 7 条第 2 項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、精神障害者氏名・住所・生年月日、緊急措置入院日時のうち日時、診察日時のうち日時、診察場所及び精神保健指定医のうち本件指定医氏名	第 2 号
2	通報受理書	受信年月日及び時間のうち日時、受信者氏名、発信者福祉保健センター名、発信者氏名、通報者警察署名・電話番号、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護日時のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第 2 号
3	診療情報提供書	ファクシミリ欄外にある送信年月及び送信部署を除いた部分	第 6 号
4	診察依頼書(案)	通知年月日のうち日、精神保健指定医のうち本件指定医氏名、被診察者、現に保護の任に当たっている者、診察年月日のうち日時、診察場所	第 2 号

文書 2

構成		非開示とした項目部分	条例第 7 条第 2 項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、被診察者氏名・住所・生年月日、精神保健指定医のうち本件指定医氏名、診察及び入院年月日のうち日、診察場所、入院場所等	第 2 号
2	通報受理書	受信年月日のうち日時、受信者氏名、発信者福祉保健センター名、発信者氏名、通報者警察署名・電話番号、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護年月日及び時間のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第 2 号
3	診療情報提	ファクシミリ欄外にある送信年月及び送信部	第 6 号

	供書	署を除いた部分	
4	措置入院決定のお知らせ（案）	通知年月日のうち日、入院者氏名	第2号
5	入院措置書（案）	文書番号、通知年月日のうち日、入院者氏名、入院すべき病院の名称及び所在地、入院すべき年月日のうち日	第2号
6	入院措置通知書（案）	病院名、措置入院者、現に保護の任に当たっている者、入院措置日時のうち日時、公費負担医療の受給者番号	第2号
7	当該区福祉保健センター課長あて通知（案）	通知年月日のうち日、福祉保健センター名、被診察者、診察年月日のうち日、診察場所、入院先等	第2号
8	診断書	被診察者、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断年月日のうち日、精神保健指定医氏名、診察に立ち会った者、診察場所、診察日時のうち日時、職員氏名、行政庁メモのうち病院名	第2号

文書3

構成		非開示とした項目部分	条例第 7 条第 2 項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、警察署名、精神障害者（疑）氏名・住所・生年月日、診察日時のうち日時、診察場所、精神保健指定医氏名	第 2 号
2	通報受理書	受信年月日及び時間のうち日時、受信者氏名、通報者警察署名・電話番号、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護年月日及び時間のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第 2 号
3	診察依頼書（案）	通知年月日のうち日、精神保健指定医氏名、被診察者、現に保護の任に当たっている者、診察年月日のうち日時、診察場所	第 2 号
4	事前調査票	措置入院のための診察が必要と考えられる者、保護者等、調査年月日及び時間のうち日時、調査時の状況、主治医との連絡	第 2 号
5	移送に際してのお知らせ	通知年月日のうち日、被通報者の氏名、移送先病院名、移送先病院所在地	第 2 号

	せ (案)		
--	-------	--	--

文書 4

構成		非開示とした項目部分	条例第 7 条第 2 項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、警察署名、精神障害者（疑）氏名・住所・生年月日、診察日時のうち日時、診察場所、精神保健指定医氏名	第 2 号
2	通報受理書	受信年月日及び時間のうち日時、受信者氏名、通報者警察署名、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護年月日及び時間のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第 2 号
3	診察依頼書 (案)	通知年月日のうち日、精神保健指定医氏名、被診察者、現に保護の任に当たっている者、診察年月日のうち日時、診察場所	第 2 号
4	事前調査票	措置入院のための診察が必要と考えられる者、保護者等、調査年月日及び時間のうち日時、職員氏名、調査時の状況、主治医との連絡、記録者氏名	第 2 号

文書 5

構成		構成	条例第 7 条第 2 項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、被診察者氏名・住所・生年月日、精神保健指定医氏名、診察及び入院年月日のうち日、診察場所、入院場所等	第 2 号
2	通報受理書	受信年月日及び時間のうち日時、受信者氏名、通報者警察署名・電話番号、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護年月日及び時間のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第 2 号
3	当該区福祉保健センター課長あて通知 (案)	通知年月日のうち日、福祉保健センター名、被診察者、診察年月日のうち日、診察場所、入院先等	第 2 号

4	移送記録票	措置入院のための診察が必要と考えられる者、保護者等、移送開始及び終了のうち日時、搬送の概要、移送先の医療機関名称及び所在地、搬送同行者の氏名、その他の特記事項のうち保護者、備考のうち移送チームメンバー氏	第2号
5	診断書	被診察者、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断年月日のうち日、精神保健指定医氏名、診察に立ち会った者、診察場所、診察日時のうち日時、行政庁メモのうち病院名	第2号

文書6

構成		構成	条例第7条第2項のうち非開示条項該当事由
1	起案表紙	起案年月日のうち日、決裁年月日のうち日、文書番号、被診察者氏名・住所・生年月日、精神保健指定医氏名、診察及び入院年月日のうち日、診察場所、入院場所等	第2号
2	通報受理書	受信年月日及び時間のうち日時、受信者氏名、通報者警察署名、通報者氏名、精神障害者等、現在の保護場所、保護年月日及び時間のうち日時、保護場所、保護者、家族状況、保護した原因、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況、アルコール臭、薬物使用の疑い、体格、着衣等、外傷等の有無、身体疾患の有無、医療費区分、福祉保健センター把握状況、相談、その他参考事項	第2号
3	措置入院決定のお知らせ（案）	通知年月日のうち日、入院者氏名	第2号
4	入院措置書（案）	文書番号、通知年月日のうち日、入院者氏名、入院すべき病院の名称及び所在地、入院すべき年月日のうち日	第2号
5	入院措置通知書（案）	病院名、措置入院者、現に保護の任に当たっている者、入院措置日時のうち日時、公費負担医療の受給者番号	第2号
6	当該区福祉保健センター課長あて通知（案）	通知年月日のうち日、福祉保健センター名、被診察者、診察年月日のうち日、診察場所、入院先等	第2号
7	移送記録票	措置入院のための診察が必要と考えられる者、保護者等、事前調査票の職員氏名、移送開始及び終了のうち日時、搬送の概要、移送先の医療機関名称及び所在地、その他の特記	第2号

		事項のうち保護者、記録者、備考のうち移送チームメンバー氏	
8	診断書	被診察者、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、診察時の特記事項、診断年月日のうち日、精神保健指定医氏名、診察に立ち会った者、診察場所、職員氏名、診察日時のうち日時、行政庁メモのうち病院名	第2号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年10月15日 (第189回第三部会) 平成27年10月22日 (第277回第一部会) 平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・諮問の報告
平成27年11月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年11月24日	・異議申立人から意見書（追加）を受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成28年6月22日	・異議申立人から意見書（再追加）を受理
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議